

尼法指第 932 号
令和 8 年（2026 年）7 月 21 日

指定児童発達支援事業所 管理者 様
指定放課後等デイサービス事業所 管理者 様

法人指導課長

児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業における人員配置基準について（通知）

平素は本市の障害福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

みだしのことについて、児童指導員又は保育士等の基準配置については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）において、「指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数」を定めており、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）において、「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。」とされております。（放課後等デイサービスにおいても同様です。）

各事業所におかれましては、基準省令に基づき運営していただいているところですが、改めて人員配置についてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、人員配置基準の要件を満たしていない場合は、速やかにその旨を届出いただきますようお願いいたします。

また、運営指導等において誤った配置や届出をしていることを確認した場合は、指導の対象となり、返還を求めることとなりますのでご注意ください。

<事例>

- ・ サービス提供時間内において、人員基準上必要な児童指導員又は保育士が送迎中や休憩中のため、一時的に基準配置ができていない場合
⇒ サービス提供時間内は、送迎職員や休憩中の職員を除いた上で基準職員の配置が必要です（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所の場合、障害児の数が 10 人以下で 2 人以上の基準職員の配置）。特に学校休業日や土曜日・日曜日等のサービス提供時間が長い日の基準職員の配置にご注意ください。

以 上

担当：福祉局 法人指導課 障害事業所指定担当
TEL：06-6489-6522 FAX：06-6482-3512